

九州電力株式会社玄海原子力発電所
溶接安全管理審査結果

令和元年10月
原子力規制委員会

1. 審査を受けた組織

申請年月日及び申請書番号：令和元年 6 月 27 日 玄海原 19 溶申 1 第 1 号

設置者名：

九州電力株式会社 玄海原子力発電所

協力事業者名：

一般財団法人 発電設備技術検査協会

2. 審査の種類

1 号組織安全管理審査

3. 審査年月日

文書審査年月日及び実施場所：令和元年 8 月 27 日 原子力規制庁

実地審査年月日及び実施場所：

令和元年 8 月 29 日、8 月 30 日

九州電力株式会社 玄海原子力発電所

4. 審査を行った者の氏名

職・氏名： 原子力施設検査官 前田 剛

原子力施設検査官 上田 洋

原子力施設検査官 山形 英男

5. 溶接事業者検査の執行責任者氏名

職・氏名： 所長 小西 政彦

6. 溶接事業者検査の内容

直近の通知を受けた日から三年を超えない時期に行った溶接事業者検査

(溶接事業者検査項目：溶接施工法、溶接士の技能、溶接作業中検査、溶接後熱処理、非破壊試験、機械試験、耐圧試験)

7. 審査に適用した基準

溶接安全管理審査に関する運用要領(平成 26 年 2 月 27 日付け原管 B 発第 1402271 号)

添付資料 1 「溶接安全管理審査の審査基準」

1. 繼続的な品質保証の確保がなされているか確認する事項

2. 溶接事業者検査の実施に係る体制について確認する事項

8. 審査の結果

審査項目	審査結果※	
	継続的な 品質保証体制	溶接事業者 検査実施体制
溶接事業者検査の実施に係る組織	良	良
検査の方法	良	良
工程管理	良	良
検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項	良	良
検査記録の管理に関する事項	良	良
検査に係る教育訓練に関する事項	良	良

※ 審査結果欄にはそれぞれの審査項目に対する審査結果として「良」、「改善すべき事項あり」を記載し、所見で詳細を説明。該当しない欄には「-」を記載する。

9. 所見

9.1 総合所見

溶接安全管理審査に関する運用要領に基づき審査した結果、設置者の継続的な品質保証体制は適切に確保されており、溶接事業者検査は適切な体制で実施されていることから、設置者の溶接事業者検査の体制は、審査基準に照らし適合であると判断する。

9.2 溶接事業者検査の実施に係る組織の適切性

所見及び関連文書

(所見)

溶接事業者検査の実施に係る組織に関する規程類は整備、維持され、継続的な品質保証体制の確保がなされていた。また、規程に従って溶接事業者検査の実施体制が適切に確立されていた。

以上のことから、溶接事業者検査の実施に係る組織については審査基準に照らし適合であると判断する。

(関連文書)

- ・保安規定
- ・原子力発電所 品質マニュアル（要則）
- ・原子力発電所 マネジメントレビュー管理基準

- ・原子力内部監査要則
- ・溶接事業者検査実施基準
- ・品質マニュアル（基準）
- ・評価改善活動管理基準
- ・保安活動に関する文書及び記録の管理基準
- ・ボイラー・タービン及び電気主任技術者の保安監督に関する基準
- ・不適合管理基準
- ・予防処置基準
- ・試験・検査基準
- ・教育訓練基準
- ・保安活動に関する法令・規制要求事項等の管理要領
- ・溶接事業者検査実施要領
- ・溶接安全管理審査受審要領
- ・試験・検査要員管理要領（1，2号）
- ・試験・検査要員管理要領（3，4号）

9.3 検査の方法の適切性

所見及び関連文書

（所見）

検査の方法に関する規程類は整備、維持され、継続的な品質保証体制の確保がなされていた。また、規程に従って適切に溶接事業者検査が実施されていた。

以上のことから、溶接事業者検査に係る検査の方法については審査基準に照らし適合であると判断する。

（関連文書）

- ・溶接事業者検査実施基準
- ・設計・調達管理基準
- ・不適合管理基準
- ・溶接事業者検査実施要領
- ・保修工事計画及び予算運用管理要領（1，2号）
- ・保修工事計画及び予算運用管理要領（3，4号）
- ・監視機器、測定機器及び計測器管理要領（1，2号）
- ・監視機器、測定機器及び計測器管理要領（3，4号）
- ・調達管理要領
- ・設計管理要領

9.4 工程管理の適切性

所見及び関連文書

(所見)

工程管理に関する規程類は整備、維持され、継続的な品質保証体制の確保がなされていた。また、規程に従って溶接事業者検査に係る工程管理が適切に実施されていた。

以上のことから、溶接事業者検査に係る工程管理については審査基準に照らし適合であると判断する。

(関連文書)

- ・溶接事業者検査実施基準
- ・設計・調達管理基準
- ・不適合管理基準
- ・試験・検査基準
- ・溶接事業者検査実施要領
- ・受注者品質保証監査要領
- ・調達管理要領

9.5 検査において協力した事業者がある場合には当該事業者の管理の適切性

所見及び関連文書

(所見)

協力事業者の管理に関する規程類は整備、維持され、継続的な品質保証体制の確保がなされていた。また、規程に従って溶接事業者検査に係る協力事業者の管理が適切に実施されていた。

以上のことから、溶接事業者検査に係る協力事業者の管理については審査基準に照らし適合であると判断する。

(関連文書)

- ・溶接事業者検査実施基準
- ・設計・調達管理基準
- ・溶接事業者検査実施要領
- ・調達管理要領
- ・保安活動に関する文書及び記録の管理要領（1，2号）
- ・保安活動に関する文書及び記録の管理要領（3，4号）

9.6 検査記録の管理の適切性

所見及び関連文書

(所見)

検査記録の管理に関する規程類は整備、維持され、継続的な品質保証体制の確保がなされていた。また、規程に従って溶接事業者検査に係る検査記録が適

切に管理されていた。

以上のことから、溶接事業者検査に係る検査記録の管理については審査基準に照らし適合であると判断する。

(関連文書)

- ・溶接事業者検査実施基準
- ・保安活動に関する文書及び記録の管理基準
- ・溶接事業者検査実施要領
- ・保安活動に関する文書及び記録の管理要領（1，2号）
- ・保安活動に関する文書及び記録の管理要領（3，4号）
- ・監視機器、測定機器及び計測器管理要領（1，2号）
- ・監視機器、測定機器及び計測器管理要領（3，4号）

9.7 検査に係る教育訓練の適切性

所見及び関連文書

(所見)

検査に係る教育訓練に関する規程類は整備、維持され、継続的な品質保証体制の確保がなされていた。また、規程に従って溶接事業者検査に係る教育訓練が適切に実施されていた。

以上のことから、溶接事業者検査に係る教育訓練については審査基準に照らし適合であると判断する。

(関連文書)

- ・溶接事業者検査実施基準
- ・教育訓練基準
- ・試験・検査基準
- ・保安活動に関する文書及び記録の管理基準
- ・溶接事業者検査実施要領
- ・保修第一課教育訓練要領
- ・保修第二課教育訓練要領
- ・試験・検査要員管理要領（1，2号）
- ・試験・検査要員管理要領（3，4号）
- ・保安活動に関する文書及び記録の管理要領（1，2号）
- ・保安活動に関する文書及び記録の管理要領（3，4号）